

## 目標2 子どもや若者が健やかに成長するまちをつくる

### 施策（3）乳児・幼児期の教育や保育の充実 ～生きる力で育つ、育てる、育ちあう～

#### 1 現状・課題及び方向性

##### <現状・課題>

- 乳児・幼児期の教育や保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、3つの視点、すなわち「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」を持つことが重要となります。
- 現在、各現場では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（以下、要領・指針）等に示された「育みたい資質・能力」（3つの柱）（※1）、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）（※2）等を踏まえ、乳児・幼児期の教育や保育の充実に取り組んでいます。  
市は、すべての子どもがこうした要領・指針等に基づく質の高い教育や保育を受けられるよう、質の向上や量の確保などの環境整備に取り組んでいくことが求められます。
- 幼稚園・保育所に対する満足度については、上昇傾向にあり、平成30年度数値では、「満足している」と回答した割合が9割を超えるなど、高い水準となっています（※3）。
- 現在、保育所の待機児童数は、年度当初0人を維持していますが、年度途中からは、地域や年齢によって入所が困難になるケースも発生しています。

##### <方向性>

- 幼稚園や保育所等の運営については、要領・指針等に示された「育みたい資質・能力」（3つの柱）、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）等を踏まえ、質を確保するとともに、乳児・幼児の育ちを確実に支えていきます。
- 幼稚園・保育所への満足度を維持できるよう、幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を図る研修や、第三者評価等の実施により、教育や保育の質の維持・向上を図っていきます。
- 引き続き、保育士の確保などに取り組むことで、待機児童の継続的な解消に向けた環境整備を図っていきます。
- 幼児教育は次の小学校教育につなぐ重要な役割も担っています。要領・指針等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）等を手掛りに、幼稚園教諭・保育士と小学校教師が子どもの姿を共有するなど、幼児教育と小学校

教育の円滑な接続を図るための「保幼小連携」の取り組みに、引き続き重点を置いていきます。

- 家庭の育児負担の軽減や、仕事と家庭のバランスのとれた生活の充実につながるよう、延長保育や一時保育、病児保育、幼稚園の預かり保育など、家庭の多様なニーズに対応した保育の充実に取り組むとともに、「ほっと子育てふれあい事業」や「ショートステイ」など、様々な預かり制度があることを広く周知していきます。

※1 育みたい資質・能力（3つの柱）

「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」

※2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

※3 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標

## 2 施策の柱

<b>①</b>	<b>教育・保育の質の向上と量の確保</b> <p>幼稚園や保育所などの運営については、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」などを踏まえて実施し、質を確保するとともに、乳児・幼児の育ちを確実に支えていく。また、さらなる教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて、幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組む。このほか、各園において、より特色のある運営ができるような環境整備についても検討を行っていく。</p> <p>「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を着実に進め、認定こども園への移行支援や保育所の老朽改築に合わせて入所定員の拡大を図るとともに、保育士が働きやすい環境を整備することによって保育士確保に取り組み、待機児童の継続的な解消を図る。また、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図りながら、引き続き民営化を進め、必要な施設数で運営する。</p>
<b>②</b>	<b>幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実</b> <p>子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育の充実を図る。</p>
<b>③</b>	<b>幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実</b> <p>幼稚園、保育所等と小学校が連携し、幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録等を作成・活用する。</p>

<b>④</b>	<b>幼稚園、保育所等における子育て支援の充実</b> 家庭における子育てを支援するため、専門性を生かした育児に関するノウハウの伝達や情報提供、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを充実させる。
----------	---

### 3 成果指標

幼稚園に対する満足度（施設・環境、教育内容）	【増加】
保育所に対する満足度（施設・環境、保育内容）	【増加】
幼稚園における学校関係者評価実施施設数	【全施設】
保育所及び地域型保育施設における児童福祉施設等第三者評価実施施設数	【増加】
保育所待機児童数（4月・10月）	【0人】
保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合	【維持】

### 4 施策を推進する主な取り組み

#### 柱① 教育・保育の質の向上と量の確保

No	取り組み名 担当課	概要
24	保育所運営事業 子ども家庭局・保育課	仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の必要性のある子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育の実現を図る。
25	保育所における研修内容の充実 子ども家庭局・保育課	施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所において研修を実施するとともに、研修内容の一層の充実を図る。
26	児童福祉施設等第三者評価事業 子ども家庭局・保育課、子育て支援課	保育所等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施する。あわせて、すべての施設が第三者評価を実施するよう普及を図る。
27	幼稚園における学校評価の実施 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	教育活動や幼稚園運営の目標を設定し、達成状況等を評価することにより、継続的な改善を図る。 また、自己評価と学校関係者による評価を行い、その結果を公表することにより、保護者等から理解と参画を得て、幼稚園・保護者・地域の連携による幼稚園づくりを進める。

28	<b>幼児教育の振興</b> 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備する。 また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等を利用した幼稚園教諭の処遇改善を支援する。
29	<b>幼稚園・認定こども園における研修内容の充実</b> 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	幼児教育の質の向上のため、幼稚園や認定こども園に勤務する教諭を対象とした、3歳未満児の保育や特別支援教育などの研修の充実を図る。
30	<b>認定こども園の運営支援</b> 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、運営費用の一部助成や移行希望施設への支援を行う。
31	<b>保育士・保育所支援センターの運営</b> 子ども家庭局・保育課	保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図る。 また、すでに保育所で働いている保育士からのさまざまな相談を受けることで、離職防止につなげる。
32	<b>予備保育士雇用費補助事業</b> 子ども家庭局・保育課	保育士確保を支援し、待機児童解消を図るため、認可保育所が配置基準を超えて保育士を雇用するための費用の一部を助成する。
33 ⑧	<b>保育士宿舍借り上げ支援事業</b> 子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士の働きやすい環境を整備するため、市内保育所・認定こども園を運営する法人が保育士の宿舍を借り上げるための費用の一部を助成する。
34	<b>計画的な老朽改築等の推進</b> 子ども家庭局・保育課	老朽化の進む施設を対象に、老朽度等を考慮しながら、民間法人の協力のもと、計画的な施設の改築などを行う。
35	<b>直営保育所の機能強化と民営化</b> 子ども家庭局・保育課	直営保育所において、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図る。 また、保育所運営の効率化と機能の拡大を図るため、老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の民営化を行うとともに、指定管理保育所の民間移譲について検討を行う。

## 柱② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実

No	取り組み名 担当課	概要
36	幼稚園における一時預かり事業 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援する。
37	延長保育事業 子ども家庭局・保育課	保護者の就労形態の多様化や、残業等に伴う保育時間の延長への需要に対応するため、家庭における子育てと仕事の調和に十分配慮しながら延長保育を実施する。
38	一時保育事業 子ども家庭局・保育課	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育する。
39	休日保育事業 子ども家庭局・保育課	市内の認可保育所等を利用している児童等で、日曜日や祝日等に保護者の常態的な就労により保育の必要性がある児童について、指定の保育所で保育する。
40	病児保育事業 子ども家庭局・保育課	病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児保育を実施する。また、パンフレットやホームページ等で情報提供を行い、病児保育の利用の促進を図る。
41	ショートステイ・トワイライトステイ事業（親子短期支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等において、保護者の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により宿泊を伴う一時的保育を行う「ショートステイ」と、保護者の仕事の都合等により帰宅が夜間にわたるため生活指導や夕食の提供を行う「トワイライトステイ」を実施する。また、「ほっと子育てふれあい事業」など他の関連サービスとの十分な連携を図り、利用しやすい環境づくりに努める。
150 再掲	ほっと子育てふれあい事業 子ども家庭局・子育て支援課	ほっと子育てふれあいセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行う。
42	一時預かり室の運営 子ども家庭局・総務企画課	子育てふれあい交流プラザ、子どもの館において、就学前までの子どもを預かる一時預かり室を運営する。

121 再掲	<b>障害児保育の充実</b> 子ども家庭局・保育課	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行う。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行う。また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもは、直営保育所を中心に、医療的ケアが必要な子どもについては直営保育所での受け入れを進めていく。</p>
-----------	-------------------------------	---

### 柱③ 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実

No	取り組み名 <small>担当課</small>	概要
43	<b>幼稚園、保育所等と小学校の連携</b> <small>子ども家庭局・幼稚園・こども園課、保育課 教育委員会・指導第一課</small>	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかに育むために幼稚園、保育所等と小学校が連携し、幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園、保育所、小学校の職員間の交流・研修や園児・児童の交流活動など連携事業の継続実施</li> <li>○保幼小連携の質の向上を図る啓発パンフレットや接続カリキュラムの活用および連携担当者名簿の作成・活用</li> <li>○子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録等の作成・活用</li> </ul>
122 再掲	<b>幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化</b> <small>子ども家庭局・幼稚園・こども園課、保育課 教育委員会・特別支援教育相談センター、特別支援教育課 保健福祉局・障害者支援課</small>	<p>特別な教育的支援を必要とする幼児が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別の教育支援計画等の作成と効果的な活用</li> <li>○特別な教育的支援が必要な幼児・児童についてのケース会議の実施</li> <li>○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など</li> </ul>

## 柱④ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

No	取り組み名 担当課	概要
44 ㊦	保育カウンセラー事業 子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達のご案内になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所等を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援する。</p> <p>また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。</p> <p>幼稚園・認定こども園についても、当該事業の早期実施をめざす。</p>
45	家庭支援推進保育事業の実施 子ども家庭局・保育課	<p>家庭訪問や個人懇談等を通して子どもについて情報交換を行い、保護者との信頼関係を深めて子育て支援を行う。ケース検討や事例研究を行い、自己研鑽をし、保育の質の向上のため研修会を開催する。</p>
46	幼稚園における子育て支援機能の充実 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	<p>私立幼稚園における2歳児保育や入園前の子どもを対象とした親子登園、育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援する。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高める。</p>
47	親子通園事業 子ども家庭局・保育課	<p>発達のご案内になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。</p>
48	保育所における地域活動事業 子ども家庭局・保育課	<p>保育の専門知識を生かし、在園児だけではなく近隣の在宅親子へ育児情報の提供を行ったり、育児相談を行ったりして、子育ての悩みや不安を緩和する役割を担う。</p> <p>また、施設や園庭等を活用した幅広い活動を実施し、開かれた保育所づくりを推進する。</p>

(参考データ)

○ 各施設に対する満足度

施設	区分	年度	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
認定 こども園 回答者数 H25:11人 H30:58人	施設、環境	平成25年度	54.5%	36.4%	9.1%	0.0%	0.0%
		平成30年度	39.7%	51.7%	6.9%	1.7%	0.0%
	教育・保育の内容	平成25年度	36.4%	45.5%	18.2%	0.0%	0.0%
		平成30年度	51.7%	41.4%	6.9%	0.0%	0.0%
幼稚園 回答者数 H25:512人 H30:486人	施設、環境	平成25年度	31.8%	53.7%	13.1%	1.0%	0.4%
		平成30年度	38.3%	48.1%	12.3%	1.2%	0.0%
	教育・保育の内容	平成25年度	39.3%	52.0%	8.0%	0.4%	0.4%
		平成30年度	52.7%	43.4%	3.9%	0.0%	0.0%
認可保育所 回答者数 H25:436人 H30:574人	施設、環境	平成25年度	33.5%	47.9%	16.3%	1.8%	0.5%
		平成30年度	43.4%	42.0%	13.2%	1.4%	0.0%
	教育・保育の内容	平成25年度	39.4%	50.2%	9.2%	0.9%	0.2%
		平成30年度	53.1%	38.5%	7.8%	0.5%	0.0%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

○ 幼稚園・保育所等における在園状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未就学児童数	49,269人	48,420人	47,777人	46,921人	45,790人
幼稚園在園 (うち3歳未満児)	14,055人 (160人)	13,936人 (124人)	13,771人 (134人)	13,576人 (140人)	13,265人 (181人)
保育所等在園 (うち3歳未満児)	15,941人 (6,705人)	16,091人 (6,824人)	16,233人 (7,009人)	16,409人 (7,264人)	16,470人 (7,400人)
認定こども園 在園(再掲)	-	0人	0人	0人	0人
(うち1号)	-	152人	217人	475人	924人
(うち2号)	-	93人	167人	221人	441人
(うち3号)	-	53人	95人	106人	288人

資料：北九州市教育委員会「教育要覧」

注：幼稚園は、5月1日現在、保育園等は、4月1日現在

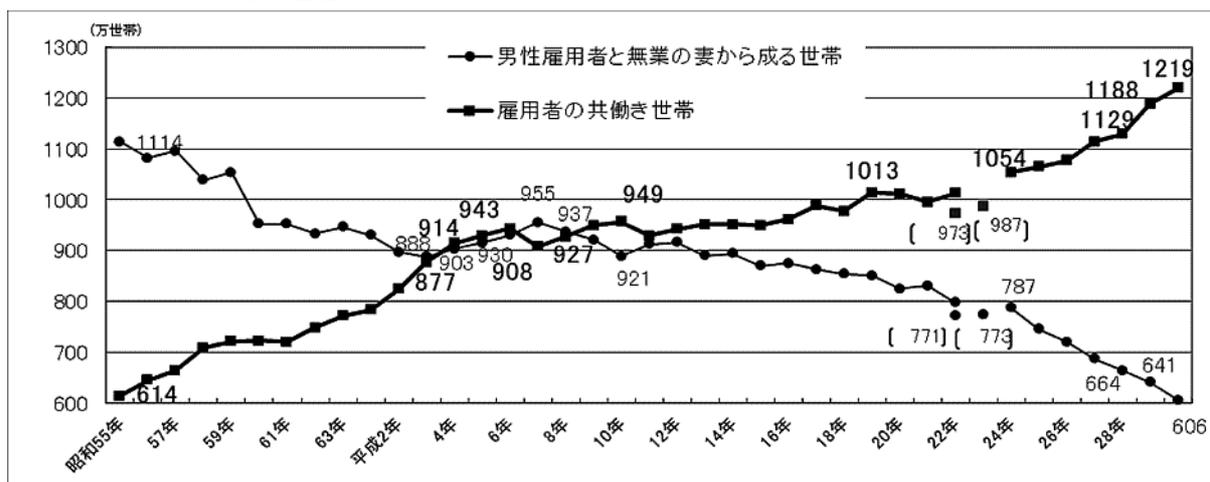
注：認定こども園は、幼稚園・保育所等の一部を再掲したもの

○ 保育所の待機児童数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	0人	0人	0人	0人	0人
10月	139人	148人	57人	0人	0人
3月	283人	356人	284人	142人	—

注：各月1日現在

○ 共働き等世帯数の推移（全国）



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」

注：平成22・23年の〔 〕内の数字は、岩手県、宮城県、福島県を除く数

○ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

区分	日	平成25年度	平成30年度
		回答者数 2,106人	回答者数 2,314人
ほぼ毎週利用したい	土曜日	19.1%	17.7%
	日曜日・祝日	1.8%	2.1%
月に1～2回は利用したい	土曜日	25.3%	29.4%
	日曜日・祝日	16.2%	17.7%
利用する必要はない・無回答	土曜日	55.6%	52.8%
	日曜日・祝日	82.0%	80.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

○ 子どもが病気で保育所や幼稚園などに行けず

父母のいずれかが休んだ保護者の病児保育施設の利用希望（就学前児童）

区分	平成25年度 回答者数 779人	平成30年度 回答者数 740人
できれば施設を利用したい	34.3%	29.5%
利用したいとは思わない	64.6%	65.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査

○ 幼稚園における学校関係者評価実施施設数の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
46施設	46施設	83施設	98施設	96施設

○ 保育所及び地域型保育施設における児童福祉施設等第三者評価実施施設数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
143施設	145施設	149施設	155施設	160施設

○ 保幼小連携事業を実施する保育所・幼稚園・小学校の割合

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
92.9%	95.7%	95.7%	97.5%	98.5%